

見なし輸出規制 意見 No. 141 から見えたこと

1. はじめに

8月のパブコメ募集に際し、私は2本の意見（No. 141・142）を提出しました。但し今回の提出意見は、規制内容につき教えを請う性格のものでした。条文案の変更を提案するものではなかったので、今回は「何件提案して採用率がいくら」というような打率の話をするつもりはありません。

では何の話を？ 本稿では意見 No. 141 を通じて政府から引き出した知見を紹介致します。相変わらず大口を叩きますが、新制度を理解する上で有用な内容だと自分では思っております。（サワリは3頁目。急ぐ方はそこから読み始めて下さって結構です）

2. パブコメ結果報告の全文

【意見】

1) 「特定類型」居住者への提供行為は、(規制対象技術である限り) 自動的にすべて規制対象と見なされ大臣許可が必要になるのでしょうか？

私が規制対象と考えているのは、①「特定類型」者向けと承知しての提供（≒故意）と、②入手情報から相手が「特定類型」者であることがほぼ確実なのにそれに気づかず提供（≒重過失）の2パターンですが、この理解は正しいのでしょうか？

2) 「別紙 1-3 の手順による確認」はどのような法的位置づけなのでしょう？

3) 「無許可で提供」してしまったときの扱いには「特定類型者確認がどう行われたか」が関係するのではないかと考えています。ではその際の罰則は、「提供の事実」（法 25 条 1 項違反）、「社内管理の不備」（法 55 条の 10 違反）どちらになるのでしょうか？

【理由】

1) Q&A の 8 番には「潜脱意図があつての提供でないなら規制外」との趣旨が示されています。また Q&A4 番（回答者注：11月公表版ではQ29）に「別紙 1-3 によらぬ確認方法で見落としがあつた場合の処罰可能性」が述べられているのは「別紙 1-3 による確認の上での提供なら処罰外≒規制外」ということを意味しているように思われます。

とすれば、たとえ「特定類型」該当者への提供であっても、自動的に規制対象になるのではないと理解できるのではないのでしょうか？

なお、その場合の規制発動については下記のように考えております。

規制要件は次の abc で、全部該当の場合に要許可だが1つでも満足されない場合は許可不要。

a) 提供するのが「特定技術」であること

b) 相手が「特定類型」該当者であること

c) イ「しかるべき確認」の上で上記 b) が判明 又は ロ 最初から b) の事実を把握

したがって要件 c) のイ・ロともに満たされない、即ち b) の事実が見抜けなかった場合は許可不要。

2) 《解釈サ》では「特定類型者への提供は要許可」と「確認は別紙 1-3 のガイドラインで」とが述べられています。しかし「特定類型者でない」と「確認作業を行ったが特定類型者と判断に至らず」とはそもそも別の事象です。

ところが《解釈サ》では両者（「特定類型者への提供が要許可」と「別紙 1-3 で確認」）の関係が明示されていません。単に「別紙 1-3 に沿って確認しましょう」と述べているだけです。とすれば「別紙 1-3 の確認作業を行ったが特定類型者と見抜けず」の場合はどうなるのでしょうか？ 「別紙 1-3 による確認」の法的性格・効力を（Q&A などではなく）通達上に明記することが必要だと思います。

3) 「提供の事実」が発生したとしても、理由 1) で述べたように「別紙 1-3 の確認作業を励行」した上でのことならば「大臣許可不要であり処罰外の可能性」あり、ということは下記を意味すると思います；

d) 処罰の対象は「提供の事実」ではない可能性。(管理努力が十分ならそもそも処罰されない)

e) つまり処罰対象は「管理の不備（＝遵守基準違反）」ということになる

(しかしそれでは《法 55 条の 12》まで進まない処罰に至らぬので非現実的かも?)

f) 「提供の事実」・「管理の不備」ともに事案の具体的状況により処罰対象とするかをケースバイケースで判断する（両方適用するかもしれないし、処罰ゼロもありうる）何に基づいて何を処罰するのか、明示することが必要だと思います。

【回答】

1) について、本通達改正後に罰則の対象となりうる特定類型該当者への提供は、提供が故意に行われた場合に限定されます。

行政処分の対象となり得る特定類型該当者への提供は、提供が故意又は過失（重過失ではありません）で行われた場合に限定されます。

2) 特定類型該当者への外為法管理技術の提供は、法第 25 条第 1 項の構成要件には該当するものの、提供者が役務通達別紙 1-3 の手順による確認を行う場合、構成要件に該当する行為の故意及び過失が認められないものとして法的に位置づけています。

また、当該提供行為について、提供者が役務通達別紙 1-3 の手順による確認を行う場合、輸出者等遵守基準を定める省令第 1 項第 2 号ニで求められる義務を充足するものと法的に位置づけています。

3) 提供者が役務通達別紙 1-3 の手順による確認を行わず、特定類型該当者への外為法管理技術の提供を行う場合、法第 25 条第 1 項違反として罰則及び行政処分の対象になりうるほか、当該提供がリスト規制品目を扱う場合には法第 55 条の 10 に基づく輸出者等遵守基準を定める省令第 1 項第 2 号ニ違反として、指導及び助言等の対象になりえます。

3. 解説

3-1 誰もが思うこと

通達には2つの命題が含まれています。1つは「特定類型」者への提供は要許可ということ。もう1つは「通常果たすべき注意義務」の存在です。

両者の関係がどうなのか、誰でも気になるところだと思います。無許可の提供がダメなのは当然として、それが「注意義務」とどう関係するのか？ もしかして「注意義務」を果たしていたら、無許可提供でもおとがめなし、とか？ でもそれは甘いかな？ 「注意義務」を頑張っていたら赦すとはどこにも書いてないですものね。

そもそも「注意義務」って何なんだ？ それ頑張ったらどんないいことがあるんだろう？ どこかに何か書いてないのかしら？ 反対に、それ怠ったらどんなペナルティが来るのだろうか？

3-2 政府回答の読解

「特定類型」者への「無許可提供」はいけないことではありますが、それをやってしまった原因により、取扱が下表のように分かれます。

原因	外為法 25 条 1 項 (無許可提供)	外為法 55 条の 10 (注意義務違反)
故意 (相手を「特定類型」者と知りながら)	アウト	アウト
重過失 (「特定類型」者かまともに確認せず)	セーフ	アウト
過失 (「特定類型」者かの確認に落ち度あり)	セーフ	アウト
無過失 (努力したが相手が上手で見抜けず)	セーフ	セーフ

上表でいう「特定類型者かどうかの確認」の基準として「別紙 1-3」のガイドラインを用います。このガイドラインでの確認を励行していれば「特定類型者かどうかの確認」をちゃんとやっていることになる。よって「故意・過失でないと法的に位置付けられる」というのが回答の趣旨です。

なお「注意義務」の方は、「輸出等を業として行う者」である限りは、「特定類型」者との付き合いの有無に関係なく常に励行しなければならないものであることにも留意が必要です。

これらのことを通達本文の中で、はっきり読み取るのは難しいのではないかと思います。ともかくも政府見解が明らかになったことは、意見 No. 141 のお手柄であった。と我田引水で結論いたします。